

コンタクトレンズ検査料に係る事項

当院では、コンタクトレンズの装用を目的に受診された眼科学的検査を行った場合はコンタクトレンズ検査料を算定しております。

●初再診に関する保険点数

【初診の場合】

初診料（291点）と機能強化加算（80点）を算定します。

【再診の場合】

再診料（75点）を算定致します。

- コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料 1（200点）を算定致します。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

●コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名

眼科医師	眼科診療経験（2025年4月現在）
長田 裕子	10年以上の経験を有する
藤井 揚子	10年以上の経験を有する
高松 悠紀	10年以上の経験を有する

なお、上記の内容についてご不明な点がございましたら、受付スタッフまでお問い合わせください。